

# 相続時精算課税制度

- 相続時精算課税制度は、高齢化の進展を背景に、高齢者の保有する資産を早い時期に次世代に移転し、その有効利用を通じて経済社会の活性化に資するという社会的要請に応える観点から、平成15年度に創設されました。
- 贈与時に特別控除が認められており、贈与者が死亡して相続が発生した場合には、特例により贈与した財産と相続財産を基に相続税額を計算します（特例を適用した際に贈与税を支払っている場合には、その贈与税額を控除します）。
- 本制度を選択する場合には所轄税務署長に届出が必要です。また、一度選択すると、暦年課税に変更することはできません。

## <参考> 暦年課税と相続時精算課税の比較

区分	暦年課税	相続時精算課税
贈与者・受贈者	親族間の他、第三者からの贈与を含む	60歳以上の親又は祖父母から20歳以上の子又は孫へ贈与
選択	不要	必要（贈与者、受贈者ごとに選択）
課税時期	贈与時（その時点の時価で課税）	同左
控除	基礎控除（毎年）：110万円	特別控除（限度額まで複数回使用可）：2,500万円
税率	10～55%（8段階）	一律20%
相続時精算	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相続時の納税義務者になる場合のみあり（相続税額を超えて納付した贈与税は還付）</li> <li>● 贈与財産を贈与時の時価で合算</li> </ul>

## 課税方式の比較

### 【暦年課税方式】

平成22年 平成23年

贈与A (2,000万円) 贈与B (1,000万円)

(A-110万円) × 贈与税率 = 720万円(①)  
(B-110万円) × 贈与税率 = 231万円(②)

贈与者の死亡時（相続人3人）

相続C (1,500万円)

C-基礎控除(4,800万円) × 相続税率 = 0円(③)

※総納税額：①+②+③=951万円

### 【相続時精算課税方式】

平成22年 平成23年

贈与A (2,000万円) 贈与B (1,000万円)

(A-2,000万円) × 贈与税率 = 0円(①)  
(B-500万円) × 贈与税率 = 100万円(②)

贈与者の死亡時（相続人3人）

贈与A (2,000万円) 贈与B (1,000万円) 相続C (1,500万円)

(A+B+C-基礎控除(4,800万円)) × 相続税率 - (①+②) = 100万円還付(③)

※総納税額：①+②+③=0円

※ 相続時精算課税制度を選択した場合、後述する贈与税納税猶予制度の適用を受けることができません。